

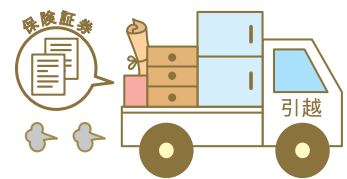
愛ある 家財保険

〈入居者家財保険・入居者賠償保険〉
〈家財保険・個人賠償保険〉



引っ越しても 持ち歩ける家財保険

保険料は全国一律！
引っ越しても保険料の変更はありません。
(持家の場合は一部変更となることがあります。)



愛ある 家財保険

3つの特徴

1 お申込み手続きが簡単

保険料はクレジットカード払でキャッシュレス

2 補償プランはシンプルな4タイプ

あれこれ悩む必要はありません

3 保険期間は1年

翌年以降はご契約者からの申し出がない限り更新されます

補償内容

住居形態により次のセット商品となります。
 賃貸住宅 ▶ 入居者家財保険・入居者賠償保険
 持家 ▶ 家財保険・個人賠償保険



賃貸住宅



持家

		賃貸住宅	持家	
家財保険	損害保険金	火災・落雷・破裂・爆発 消火活動による水濡れや破損損害も補償	○	○
		水濡れ 給排水設備や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水等による水濡れ	○	○
		風災 台風等の強風によって住宅が破損し、家財に損害が生じたとき	○	○
		水災 台風や豪雨などによる洪水や土砂崩れ等	○	○
		盗難 盗難や盗難未遂による損害（警察への届出が必要）	○	○
	費用保険金	修理費用 上記の事故によって住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき	○	—
		ドアロック交換費用 住宅の鍵が盗まれ、自己の費用で交換したとき（警察の届出が必要）	○	○
		残存物清掃費用 上記の事故によって損害を受けた家財の残存物を清掃および運搬したとき	○	○
		近隣見舞費用 家財等から発生した火災・破裂・爆発によって他人の所有物に損害を与えたとき	○	○
		緊急避難費用 上記の事故によって住宅に損害が生じ、宿泊施設を臨時に使用したとき	○	○
賠償保険	家主さんへの賠償責任 火災・爆発等の事故によって借用住宅に損害を与え、その住宅の貸主(家主)に対して法律上の賠償責任を負ったとき	○	—	
	他人への賠償責任 日本国内の日常生活において、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき	○	○	

補償プランと保険料表

(保険期間1年)

補償プラン		A	B	C	D
保険金額	家財保険(支払限度額)	300万円	500万円	700万円	900万円
	賠償保険(自己負担額5千円)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
年間保険料	賃貸住宅(マンション含む)	5,400円	7,000円	8,600円	10,200円
	持家(マンション以外)	4,300円	6,500円	8,700円	10,900円
	分譲マンション	3,400円	5,000円	6,600円	8,200円

※この保険はセット商品です。上記補償プラン以外のご契約はできません。

※マンションとは非木造の3階建以上の共同住宅をいいます。

■家財の保険金額のめやす■

入居者数、年齢による標準世帯の家財の新価(再調達価額)です。なお、貴金属等は含んでいません。

家族構成	1名	2名	3名	4名～	
世帯主の年齢	～29歳	300～500万円	400～600万円	400～700万円	500～700万円
	30歳代		600～800万円	700～900万円	700～900万円
	40歳～		800万円～	900万円～	900万円～

お申し込み手続きの流れ

1 補償内容を確認

当パンフレット、重要事項説明書をお読みにになり、保険の内容を十分にご確認ください。

2 申込み・捺印

別紙申込書の太枠内を正確にご記入、ご捺印のうえご提出ください。
黒のボールペンで必要事項を漏れなくご記入ください。
補償プランをお選びください。

3 保険証券の発送

当社は、保険契約の申込みを承諾した場合、保険証券を送付または送信します。
保険開始日より補償が開始されます。
(不承諾の場合は、不承諾通知書をお送りします)

4 保険料の払込み

- コンビニ払の場合
保険証券に払込票を同封してお送りします。
保険始期日の翌月末日までに、当社の指定するコンビニにて保険料をお払込みください。
- クレジットカード払の場合
申込書に契約者名義のカード情報を正確にご記入ください。
ご指定のカード会社より保険料をご請求いたします。



ご注意

- 申込書が当社へ到着する前の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- カード会社の承認が得られなかった場合、保険契約は不成立となります。

保険の概要

■ 入居者家財保険 家財保険

家財に生じた損害に対して、新価ベースで保険金をお支払いします。ただし、貴金属等（貴金属、時計、宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品など）の損害については時価ベースでのお支払いとなります。

（新価：同等の新品を購入するのに必要な金額をいいます。（再調達価額ともいいます。）
時価：新価から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。）

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額（1回の事故につき）	お支払いできない主な場合
損害 保険金	火災、落雷、破裂または爆発 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ 台風や暴風などによる風災 （住宅が風災によって直接破損したために生じた損害に限る）	① 全損の場合 同等の家財を新たに購入するのに必要な金額 ② 全損以外の場合 家財を損害発生前の状態に修復する費用 ただし、①の額が限度	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ● 保険金を受け取るべき者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ● 保険の目的物の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居または生計を共にする親族の故意 ● 火災、落雷、破裂または爆発事故の際における保険の目的物の紛失または盗難 ● 戦争その他の変乱 ● 地震、噴火または津波 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
	台風や豪雨などによる洪水、土砂崩れ等の水災	家財の損害状況によって次のとおり算出 ① 保険金額の30%以上の損害：損害額の100% ② 保険金額の15%以上の損害：保険金額の15% ③ 床上浸水で損害がある場合：保険金額の5%	
	盗難または盗難未遂による盗取、損傷、汚損 （警察への届出が必要）	次の額を限度とした損害額 ① 通貨20万円、預貯金証書50万円 ② 家財は1個または1組について30万円	
費用 保険金	修理費用保険金 （「持家」の場合、対象外となります）	上記のいずれかの事故によって住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき、100万円を限度とした実費	
	ドアロック交換費用保険金	① カギが日本国内で盗まれた場合 ② 不法侵入等が発生しドアロックの交換が必要な場合 3万円を限度とした実費	
	残存物清掃費用保険金	上記の損害保険金がお支払われる場合で、家財の残存物の清掃および運搬を行ったとき、損害保険金の5%を限度とした実費	
	近隣見舞費用保険金	上記の損害保険金がお支払われる場合で、火災、破裂または爆発によって他人の所有物に損害を与えたとき、被災世帯数 × 5万円（損害保険金の5%を限度）	
	緊急避難費用保険金	上記の損害保険金がお支払われる場合で、住宅に損害が生じ住宅の代替として施設を臨時に使用したとき、損害保険金の5%を限度とした実費	

（注1） 貴金属等の損害については、1個または1組の損害額が30万円を超えた場合、損害額は30万円とみなします。また1回の事故について支払う限度額は100万円とします。

（注2） 当社がお支払いする損害保険金および費用保険金の合計額は、家財の保険金額が限度となります。

■ 入居者賠償保険 個人賠償保険

被保険者が次の事故による法律上の賠償責任を負ったときにお支払いします。


	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額（1回の事故につき）	お支払いできない主な場合
賠償 責任 保険金	家主さんへの賠償 （「持家」の場合、対象外となります） 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により、保険証券等に記載の借用住宅が損壊した場合において、その住宅の貸主に対して負担する法律上の賠償責任	被保険者が負担する左記の損害賠償金（自己負担額5,000円） ただし、次の費用を含み、合計額が1,000万円を超える場合は1,000万円 ● 判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 なお、損害賠償金の支払いにより被保険者が代位取得する物があるときはその価額を控除 ● 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用等（弁護士報酬を含む）	被保険者が、次の事由によって被った損害 ● 契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意 ● 被保険者の心神喪失または指図 ● 戦争その他の変乱 ● 地震、噴火または津波 ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 （「賃貸住宅」の場合に特有なもの） ● 住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ● 住宅に生じたキズ、汚れなどの外観上の損壊 被保険者が、次の損害賠償責任を負担することによって被った損害 ● 被保険者と被害者との約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ● 航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （「賃貸住宅」の場合に特有なもの） ● 被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
	他人への賠償 保険証券等に記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故、または日本国内の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合において、その他人に対して負担する法律上の賠償責任		

ご注意

- この保険は保険証券等に記載の住宅室内に収容されている家財を補償の対象とした保険と、被保険者が負担する賠償責任を補償の対象とした賠償責任保険がセットされた商品です。単独でのお申込みはできません。（入居者家財保険・入居者賠償保険、家財保険・個人賠償保険）
- この保険はセット商品であるため、どちらか一方の保険の解約・更新はできません。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。ご契約に際しましては重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報、個人情報の取扱い）を必ずお読みください。
- 事故が起こったとき、または転居等の契約内容に変更が生じた場合は、直ちに当社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に当社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険は保険期間が1年のためクーリングオフ制度の対象ではありません。

取扱代理店

引受保険会社

 アイアル少額短期保険株式会社

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 2F

 0120-550-378 FAX: 03-5645-2130
（平日9～17時）